

袖ヶ浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例（案）の逐条解説

第 1 章 総則

第 1 条（趣旨）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨について規定するものです。

【解説】

本条例は、法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「内閣府令」という。）で定める基準を法に規定する事項別に、従い、又は参酌すべき基準とし、定めるものです。

従うべき基準は、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は、十分参照しなければならない基準です。

関係法令

子ども・子育て支援法

（特定地域型保育事業の基準）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府

令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
(準用)

4～5 (略)

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

子ども・子育て支援法施行令

(特定乳児等通園支援事業者の確認に関する技術的読替え)

第二十条の二 法第五十四条の三の規定により法第四十四条から第五十四条までの規定（法第四十五条第二項を除く。）を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十六条第一項	は、地域型保育の種類に応じ、	は、
	地域型保育事業の認可基準	乳児等通園支援事業の認可基準
第四十六条第二項	特定地域型保育事業の	特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の
	特定地域型保育を	特定乳児等通園支援を
第四十六条第三項第一号	特定地域型保育事業	特定乳児等通園支援事業
	いう。第七十二条第一項第二号において同じ	いう
第四十六条第三項第二号	特定地域型保育事業	特定乳児等通園支援事業
(略)	(略)	(略)

第 2 条（一般原則）

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 3 0 条の 1 4 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する一般原則を規定するも

のです。

【解説】

＜第1項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことを規定しています。

＜第2項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならないことを定めています。

＜第3項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないことを定めています。

＜第4項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないことを定めています。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令の基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(一般原則)

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

子ども・子育て支援法

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「教育認定子ども」という。）にあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）にあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8 (略)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもが、教育・保

育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）のうち当該各号に定めるものを受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

一 満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育に限る。）であつて、保育必要量の範囲内のもの（以下「満三歳以上限定保育認定地域型保育」という。）

二 満三歳未満保育認定子ども 満三歳未満保育認定子どもを対象とする特定地域型保育であつて、保育必要量の範囲内のもの（以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）

2～8 （略）

（支給要件）

第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。

（準用）

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業における、1時間当たり及び1月当たりの利用定員に関する基準を規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めることを規定しています。

<第2項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの利用時間、事業所の開所日数、その他の事情を考慮して、1月当たりの利用定員を定めることを規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

子ども・子育て支援法

（乳児等支援給付認定の有効期間）

第三十条の十六 乳児等支援給付認定は、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が満三歳に達する日の前日まで効力を有する。

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 （略）

第2節 運営に関する基準

第4条（面談）

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援の提供前に特定乳児等通園支援事業者が行う保護者との面談について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、初めての特定乳児等通園支援を提供する前に、乳児等支援給付認定子ども等の心身の状況と養育環境を把握するため、保護者との面談（映像及び音声の送受信（オンライン）により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む）を実施しなければならないことを規定しています。

＜第２項関係＞

面談に先立ち、事業者は運営規程の概要、職員の勤務体制、費用に関する事項、安全管理や緊急時の対応など、重要事項を記載した文書を保護者に交付しなければならないことを規定しています。

＜第３項関係＞

面談では、提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を説明し、特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならないことを規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２ 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３ 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、利用申込みについて、正当な理由がある場合を除き拒んではならないことを規定するものです。

【解説】

正当な理由としては、定員超過、特別な配慮が必要な乳児等支援給付認定子どもの状況と事業者の体制等を理由とした受け入れ困難等が想定されます。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

子ども・子育て支援法

（市町村の認定等）

第三十条の十五 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）は、支給対象小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、乳児等支援給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところによ

り、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）を交付するものとする。

第6条（あっせん及び要請に対する協力）

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、市からの特定乳児等通園支援の利用に関するあっせんや要請にできる限り協力しなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援の利用希望に対して、市は、事業所を紹介し、利用を促す「あっせん」や、乳児等支援給付認定子どもの受け入れを「要請」する場合があります。この場合、特定乳児等通園支援事業者はできる限り協力しなければならないことを定めるものです。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（あっせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

子ども・子育て支援法

（市町村によるあっせん及び要請）

第五十四条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該保育認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必

要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

(準用)

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

子ども・子育て支援法施行令

(特定乳児等通園支援事業者の確認に関する技術的読替え)

第二十条の二 法第五十四条の三の規定により法第四十四条から第五十四条までの規定（法第四十五条第二項を除く。）を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五十四条第一項	特定地域型保育事業に	特定乳児等通園支援事業に
	教育・保育給付認定保護者	乳児等支援給付認定保護者
	特定地域型保育事業を	特定乳児等通園支援事業を
	保育認定子ども	乳児等支援給付認定子ども
	地域型保育に	乳児等通園支援に
	特定地域型保育事業の	特定乳児等通園支援事業の
(略)	(略)	(略)

第 7 条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

【趣旨】

本条は、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けた際、特定乳児等通園支援事業者が、その内容を確認することについて規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けた後、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、乳児等支援支給認定証の記載事項（乳児等支援給付認定保護者・乳児等支援給付認定子どもの情報、認定期間等）を確認することとしています。

乳児等支援支給認定証の記載事項の確認は、不適正な利用や給付の防止に必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第七條 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

子ども・子育て支援法

(市町村の認定等)

第三十条の十五 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）は、支給対象小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、当該支給対象小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、乳児等支援給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）を交付するものとする。

子ども・子育て支援法施行規則

(法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項)

第二十八条の二十四 法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号
- 四 乳児等支援給付認定の有効期間
- 五 その他必要な事項

第 8 条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が行わなければならない認定申請の援助について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合、保護者の意思を踏まえて速やかに給付認定の申請が行われるよう、市における申請手続きについての案内等の必要な援助を行わなければならないこととしています。

本事業の利用に係り、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく速やかに申請が行われるよう配慮が必要であることから、本条に定める基準は、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

子ども・子育て支援法

（市町村の認定等）

第三十条の十五 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2～3 （略）

第9条（心身の状況等の把握）

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況など、必要な情報の把握に努めなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たり、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、乳児等支援給付認定子どもの養育環境の把握など、適切な特定乳児等通園支援を提供するために必要な情報の把握に努めなければならないこととしています。

安全な保育支援や家庭への適切な支援のため、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況の把握は重要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（心身の状況等の把握）

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

子ども・子育て支援法

(報告徴収及び立入検査)

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所若しくは乳児等通園支援事業所、事務所その他の教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

第 10 条（特定教育・保育施設等との連携）

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者と特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者による継続的に提供される保育との円滑な接続に資するよう、特定教育・保育施設等との連携に努めなければならない旨を規定しています。

特定教育・保育施設等との連携は、特定教育・保育施設等において提供される保育へのスムーズな移行に重要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

子ども・子育て支援法

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」

という。) から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「教育認定子ども」という。）にあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）にあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8 （略）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）のうち当該各号に定めるものを受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

一 満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育に限る。）であって、保育必要量の範囲内のもの（以下「満三歳以上限定保育認定地域型保育」という。）

二 満三歳未満保育認定子ども 満三歳未満保育認定子どもを対象とする特定地域型保育であって、保育必要量の範囲内のもの（以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）

2～8 （略）

第 1 1 条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 1 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、提供した特定乳児等通園支援について、記録しなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、提供した特定乳児等通園支援の日時、時間、内容、乳児等支援給付認定子どもの特性や育ちの経緯、職員や保護者に共有すべき情報等の必要な事項を記録しなければならないこととしています。

提供の記録は、乳児等支援給付認定子どもの安全や適切な特定乳児等通園支援の提供の担保及び質の維持・向上に必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

第 1 2 条（支払）

（支払）

第 1 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 3 0 条の 2 0 第 5 項（法第 3 0 条の 2 1 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 3 0 条の 2 0 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供さ

れる便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業における、費用の支払等について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

特定乳児等通園支援事業者が、法定代理受領を受けない場合、乳児等支援給付認定保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けることとしています。

<第2項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、自己負担分の利用料として乳児等支援給付認定保護者から受けることができることとしています。

<第3項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援において提供される

便宜に要する費用のうち、本項各号に定める費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができることとしています。

＜第４項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならないこととしています。

＜第５項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならないこととしています（第３項の規定による金銭の支払に係る同意は、文書によることを要しない。）。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準
(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２ 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３ 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する

費用

- 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

子ども・子育て支援法

(乳児等支援給付費の支給)

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の確認に係る乳児等通園支援（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

2 (略)

3 乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

4 (略)

5 乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用したときは、市町村は、当該乳児等支援給付認定保護者が当該特定乳児等通園支援事業者を支払うべき当該特定乳児等通園支援の利用に要した費用について、乳児等支援給付費として当該乳児等支援給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該乳児等支援給付認定保護者に代わり、当該特定乳児等通園支援事業者を支払うことができる。

6～8 (略)

(特例乳児等支援給付費の支給)

第三十条の二十一 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第一項の規定による申請（以下この項及び次項において「申請」という。）をした日から当該乳児等支援給付認定の効力が生じた日の前日までの間（以下この項及び次項において「申請中期間」という。）に当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した場合であって、申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することがやむを得ないと認められる事由として内閣府令で定めるものがあるときは、特定乳児等通園支援に要した費用について、特例乳児等支援給付費の支給を受けることができる。

2 （略）

3 前条第五項から第七項までの規定は、特例乳児等支援給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 （略）

子ども・子育て支援法施行令

（特例乳児等支援給付費の支給に関する技術的読替え）

第十五条の九 法第三十条の二十一第三項の規定により法第三十条の二十第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、同条第五項中「乳児等支援給付認定子ども」とあるのは、「支給対象小学校就学前子ども」と読み替えるものとする。

第 13 条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が行う、乳児等支援給付費の額の通知、特定乳児等通園支援提供証明書の交付について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、その乳児等支援給付費の額を通知しなければならないことを規定しています。

< 第 2 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならないことを規定しています。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

第 1 4 条（特定乳児等通園支援の取扱方針）

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第 1 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、保育所の保育内容に関する国の指針に準じて特定乳児等通園支援の提供を行わなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、保育所の保育内容に関する国の指針に準じて、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の状況に応じた適切な特定乳児等通園支援を提供しなければならないことを規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
（保育の内容）

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

児童福祉法

第六条の三 (略) 2～22 (略)

23 この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第 15 条（特定乳児等通園支援に関する評価等）

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者の自己評価、外部評価の実施、事業の改善について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、自己評価として、提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととしています。

< 第 2 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、定期的（概ね年 1 回以上）に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととしています。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第 16 条（相談及び援助）

（相談及び援助）

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に応じ、必要な助言や援助を行わなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握に努め、相談に適切に応じるとともに、利用後の面談や育児に関する助言等の援助を行わなければならないことを定めるものです。

本事業において、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談への対応や助言、援助は重要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（相談及び援助）

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第 17 条（緊急時等の対応）

（緊急時等の対応）

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業所の職員が、乳児等支援給付認定子どもの体調急変時にその保護者や医療機関への連絡等必要な措置を講じなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業所の職員は、特定乳児等通園支援の提供の際に乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合等においては、速やかに乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことを定めるものです。

体調急変や事故等の緊急時の迅速な連絡対応は、特定乳児等通園支援の提供において必要な事項であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（緊急時等の対応）

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、乳児等支援給付費の不正受給に関する特定乳児等通園支援事業者の市への通知義務を規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならないこととしています。

乳児等支援給付費の不適正な支給を防ぐため、事業者からの市への通知は必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第 19 条（運営規程）

（運営規程）

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- （2） その提供する特定乳児等通園支援の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- （5） 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6） 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- （7） 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- （8） 緊急時等における対応方法
- （9） 非常災害対策
- （10） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （11） その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が定めるべき運営規程について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の方針や内容、体制等本条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないことを定めています。

事業の重要事項、基本事項等について定めた運営規程は、適正な支援の提供に必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事

情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第 20 条（勤務体制の確保等）

（勤務体制の確保等）

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、適切な特定乳児等通園支援を提供できるよう勤務体制の整備や研修の機会を確保しなければならないこと等を規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならないこととしています。

< 第 2 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、事業所ごとに、事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならないこととしています（特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については除く。）。

< 第 3 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこととしています。

内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第 2 1 条（利用定員の遵守）

（利用定員の遵守）

第 2 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援の提供に係る利用定員の遵守について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならないことを定めています。

事業者が利用定員を遵守し、過密な受け入れを防ぐため必要な事項であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準
（利用定員の遵守）

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

第 22 条（掲示等）

（掲示等）

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が定めなければならない事業所の運営に関する重要事項の掲示等について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、費用の額等事業所の運営に関する情報を事業所の見やすい場所に掲示するとともに、インターネット上に公開しなければならないことを定めています。

利用者が適切に事業所を選択するため、運営等に関する重要事項を掲示し、かつインターネット上に公開することは必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（掲示等）

第二十二條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二條の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない

第 23 条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業所においては、国籍や信条等にかかわらず、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱わなければならないことを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもに対し、国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況にかかわらず、平等に取り扱わなければならないことを定めています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

第 2 4 条（虐待等の禁止）

（虐待等の禁止）

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業所の職員による虐待等の禁止について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業所の職員は、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為（暴行、わいせつな行為、ネグレクト、心理的な虐待等）、その他乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを定めています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準
（虐待等の禁止）

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

児童福祉法

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該

一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2～3 （略）

第 2 5 条（秘密保持等）

（秘密保持等）

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業所の職員等の守秘義務等について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないことを規定しています。

< 第 2 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

< 第 3 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならないことを規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

第 26 条（情報の提供等）

（情報の提供等）

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者の支援内容に関する情報提供の努力義務等について規定するものです。

【解説】

＜第 1 項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に事業者を選択することができるように、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないことを定めています。

＜第 2 項関係＞

特定乳児等通園支援事業者が広告をする場合、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはないことを規定しています。

乳児等支援給付認定保護者が適切に特定乳児等通園支援事業者を選択するために重要な事項であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第 27 条（利益供与等の禁止）

（利益供与等の禁止）

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者による、事業者の紹介及び利用者の紹介に対する利益供与等の禁止について規定するものです。

【解説】

＜第 1 項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことを規定しています。

＜第 2 項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給

対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないことを規定しています。

公平な事業運営の確保や利用者の特定乳児等通園支援の利用に係る利益阻害の防止のために重要な事項であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

子ども・子育て支援法

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二～十四 （略）

第 28 条（苦情解決）

（苦情解決）

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者の苦情への対応について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、責任者や担当者の設置、苦情対応マニュアルの整備等必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

<第2項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容その他の事項を記録しなければならないことを規定しています。

<第3項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならないことを規定しています。

<第4項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、提供した特定乳児等通園支援に関し、市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないことを規定しています。

<第5項関係>

特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならないことを規定しています。

苦情対応窓口の設置や苦情への迅速かつ適切な対応に必要な事項であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

子ども・子育て支援法

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第三十条の十三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

子ども・子育て支援法施行令

(乳児等のための支援給付に関する技術的読替え)

第十五条の七 法第三十条の十三の規定により法第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十四条第一項	教育・保育を	乳児等通園支援を
(略)	(略)	(略)

第 29 条（地域との連携等）

（地域との連携等）

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者の、地域との連携や交流に関する努力義務について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業者は、運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないことを定めています。

事業者が地域社会とつながることは、乳児等支援給付認定子どもの健全な成育環境の確保や乳児等支援給付認定保護者の孤立防止に資するものであり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（地域との連携等）

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第 30 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - （3） 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、事故の発生又はその再発の防止や、事故が発生した場合に必要な措置を講じなければならないことを規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故対応の指針の整備、体制整備等、本項各号に定める措置を講じなけれ

ばならないことを規定しています。

＜第２項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

＜第３項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならないことを規定しています。

＜第４項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないことを規定しています。

本条に定める基準は、従うべき基準であり内閣府令の基準のとおり定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※従うべき基準

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行

わなければならない。

第 3 1 条（会計の区分）

（会計の区分）

第 3 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業の会計区分について規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業の会計は、他の事業の会計と区分して管理し、事業の財務状況を明確にすることを規定しています。

乳児等支援給付費や利用料が特定乳児等通園支援事業に対し適正に充てられていることを明確にするために必要であり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

（会計の区分）

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第 3 2 条（記録の整備等）

（記録の整備等）

第 3 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 1 4 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第 1 1 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第 1 8 条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第 2 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 3 0 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する記録、特定乳児等通園支援の提供に関する記録の整備、保存について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないことを規定しています。

< 第 2 項関係 >

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する本項各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日（特定乳児等通園支援の提供の終了日（終了の日以後に記録等の整備を行う場合は、その整備の完結の日））から 5 年間保存しなければならないことを規定しています。

なお、特定乳児等通園支援事業者は、第14条に基づき保育所の保育内容に関する国の指針に準じて特定乳児等通園支援の提供を行うこととしており、国の指針では保育に関する計画を作成しなければならないことが示されています。第1号に掲げる「計画」とは、これに準じた特定乳児等通園支援に関する計画を指します。

記録の整備等は、不適切な運営を防ぎ、監査時の証拠となり、事故や苦情が発生した際の乳児等支援給付認定子どもの安全に資するものであり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

第 3 3 条（暴力団の排除）

（暴力団の排除）

第 3 3 条 市及び特定乳児等通園支援事業者は、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、特定乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業者の職員は、袖ヶ浦市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等であってはならない。

【趣旨】

本条は、市及び特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業から暴力団を排除するための措置を講ずることを規定するものです。

【解説】

＜第 1 項関係＞

市では暴力団排除に係る条例を制定しており、特定乳児等通園支援事業の運営においても、暴力団は排除すべきものであることから、内閣府令の基準にはありませんが、この条例の基準に加えて規定するものです。

＜第 2 項関係＞

特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業者の職員は、袖ヶ浦市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）であってはならないことを規定しています。

関係法令

袖ヶ浦市暴力団排除条例

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をい

う。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七～八 (略)

第 3 4 条（電磁的記録等）

（電磁的記録等）

第 3 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第4項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業者が、書面等に代えて行う電磁的記録及び電磁的方法により提供を行う書面等の交付、提出等について規定しています。

【解説】

＜第1項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることを規定しています。

＜第２項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等の記載事項を本項各号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法その他の電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなすことを規定しています。

＜第３項関係＞

前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならないことを規定しています。

＜第４項関係＞

特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる本項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないことを規定しています。

＜第５項関係＞

前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならないことを規定しています（当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）。

＜第６項関係＞

第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用することを規定しています。

書面の電磁的記録や電磁的方法による書面等の交付、提出等は、利用者及び特定乳児等通園支援事業者の利便性向上や負担軽減に資するものであり、内閣府令の基準と異なる基準を定める特別な地域の事情はなく、内閣府令に定める基準が適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるものです。

関係法令

内閣府令 ※参酌すべき基準

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第 3 5 条（委任）

（委任）

第 3 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることを規定するものです。

【解説】

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、市による確認を実施するためのものであり、そのために必要に応じて、別に定められる規定を設けたものです。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日を規定するものです。